

長崎みなとメディカルセンター一般廃棄物収集運搬業務仕様書

1 委託業務名 長崎みなとメディカルセンター一般廃棄物収集運搬業務

2 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 委託対象事業場 長崎みなとメディカルセンター
(長崎市新地町6番39号)

4 委託業務内容

(1) 長崎みなとメディカルセンターから排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市が指定する処分場へ搬入する。

(2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする。

種類	分別	単位	年予定数量 k g / 年	予定数量合計 (3年間)
種類①	おむつ (袋入)	k g	47,532kg / 年	142,596kg / 3年
	袋入り残飯	k g	22,860kg / 年	68,580kg / 3年
	バケツ残飯	k g	25,956kg / 年	77,868kg / 3年
	燃やせるごみ (袋入)	k g	85,812kg / 年	257,436kg / 3年
	燃やせないごみ (袋入)	k g	17,520kg / 年	52,560kg / 3年
種類②	資源ごみ (袋入)	k g	5,484kg / 年	16,452kg / 3年

※数量は、単年及び3年間予定数量とする。

(3) 本契約は、k g当たりの単価契約とし (ビニール袋代は含まず)、計量及び積み込みは受託者が行うものとする。また、受託者は常に計量器付塵芥車又は計量器を準備し、収集の祭計量を行うものとする。

(4) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。

(5) 一般廃棄物は種類毎に収集運搬し、長崎市が指定の処理施設へ搬入すること。

(6) 従事者は常に廃棄物収集運搬業務の経験を3年以上有すること。なお、その者が受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証明する実務経歴書、雇用保険証の写しを提出すること。

(7) 厨房にて発生する一般廃棄物(残飯ごみ)の収集運搬作業要領は次のとおりとする。

(イ) 厨房より発生する一般廃棄物(残飯ごみ)は、ビニール袋入り残飯と容器入り残飯の2種類とする。

(ロ) ビニール袋入り残飯はそのまま収集運搬を行うこと。
廃棄物置き場の容器入り残飯は、受託者の用意する容器に積み替えるものとし、作業終了後は、本院の容器を水洗いし廃棄物置き場へ戻すこと。

(ハ) 収集運搬は毎日、午前中に行うこと。ただし、日曜日及び元旦で収集ができない場合は、衛生上安全に保管できる容器を設置すること。

(8) 一般廃棄物は毎回完全に収集し、収集後は廃棄物置場及び周辺を箒又は水道水等により清掃を行い清潔保持に努め、搬出口のドア等は確実に閉めること。

(9) 収集実施日毎に計量票の数量を報告すること。また、1ヶ月の業務終了後に、計量票、業務実績報告書及び長崎市処理施設の計量票の写しを提出すること。

(10) 委託された一般廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。

(11) 一般廃棄物の運搬経路については、道路交通法及びその他の関係法令を遵守し、運搬途中に積載物の脱落、騒音及びほこり等で第三者に被害を与えないように十分な対策を講じること。

(12) 集積場所からの運搬積み込み作業は、全て乙が行うものとする。

また、収集場所は地下1階サービスヤードとする。

なお、侵入路(スロープ)車両高さ制限2.8m以下の車両を使用するものとし、安全上、前進にて進入・進出すること。